



金沢市公報

第 2 5 1 2 号

平成18年(2006年)3月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
公 告	
予防接種を行うことについて (2件) (駅西福祉健康センター)	1
一般廃棄物処理計画のうち平成18年度の実施計画について (環境総務課)	3
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写真の縦覧について (道路建設課)	7

土地区画整理組合の理事の退任について (区画整理課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	8
農業委員会告示	
第585回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	8
第4回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について (")	9
消防本部公告	
消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	9

告 示

●金沢市告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	中 谷 秀 夫 金沢市御所町1丁目109番地	木 村 正 明 金沢市御所町1丁目339番地	平成18年3月5日
小原町町会	代表者の氏名及び住所	大 岩 清 憲 金沢市小原町ソ76番地	吉 田 耕 作 金沢市小原町ソ151番地	平成18年4月1日

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予 防 接 種 を 行 う 期 間	予 防 接 種 を 行 う 場 所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成18年3月22日から 平成18年3月31日まで	別表のとおり

三種混合 (ジフテリア、破傷風 及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間 にある者	
二種混合 (ジフテリア及び破傷風)		
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間 にある者	
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者	
日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間 にある者	
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
酒 井 美 智 子	舞クリニック	金沢市三口町土377番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期、日本脳炎1・2期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

急性灰白髄炎

2 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	名 称	所 在 地
平成18年5月8日(月)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
	金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1
平成18年5月11日(木)	粟崎文化センター	金沢市粟崎町1丁目3番地
平成18年5月12日(金)	石川県立武道館	金沢市小坂町西8番地3
平成18年5月15日(月)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成18年5月19日(金)	旭町福祉センター	金沢市旭町2丁目13番1号
	金沢市崎浦公民館	金沢市小立野2丁目41番36号
平成18年5月22日(月)	金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15番5号
平成18年5月23日(火)	金沢市安原公民館	金沢市福増町22街区1番地
平成18年5月25日(木)	金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地

平成18年5月26日(金)	金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12番12号
平成18年5月29日(月)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成18年5月31日(水)	金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1
平成18年6月1日(木)	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成18年6月5日(月)	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号

4 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかに発熱をしている者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成18年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

- (1) し尿を除く一般廃棄物
発生量(見込)

区 分		発 生 量	合 計
市の 関与 量	燃 や す ご み	144,070トン/年	189,053トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	22,315トン/年	
	資 源 回 収 ご み	12,506トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	162トン/年	
	集 団 回 収 ご み	10,000トン/年	
民間 処 分量	燃 や す ご み	概 1,300トン/年	概 8,600トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	概 1,400トン/年	
	資 源 回 収 ご み	概 5,900トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処 分 方 法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託	週2回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入	平日随時受入れ	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋 立 ご み	直営・委託	破碎・資源化・焼却・埋立
	粗 大 ご み	直 営	
	多 量 ご み	直 営	
	自 己 搬 入	平日随時受入れ	
資 源 回 収 ご み	あき缶・ペット ボトル・容器包 装プラスチック	直営・委託	資源化
		月2回 ステーション収集	

	あきびん	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	金 属	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ	
水銀含有ごみ	直 営 ・ 委 託		月2回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみと金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）及びスプレー缶）を収集する。

資源回収ごみの収集日には、あき缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック及びフロン回収製品（除湿器）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管方式）、冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン、二次電池はメーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処 分 方 法
燃 や す ご み	許 可 業 者	随時有料戸別収集	焼却
	自 己 搬 入	随時受入れ	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	許 可 業 者	随時有料戸別収集	埋立
	自 己 搬 入	随時受入れ	
資 源 回 収 ご み	許 可 業 者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用するごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

「金沢53ダイエット・ネットワーク」による減量活動の推進

家具等のリユース（再使用）の拡大など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

3Rフェスタ（仮称）の開催

循環型社会推進のための子ども啓発事業など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

家庭用生ごみ処理機設置助成など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

事業所の指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

6月の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に、合同監視パトロールなどを実施

カ 顕彰制度等の推進

金沢市環境美化推進功労者表彰

学童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」など

資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付。

イ 事業所に対するペットボトルの分別、資源化の指導を強化。

ウ 集団回収量拡大のため、回収団体の増加を図るとともに奨励金を交付。

エ 集団回収により回収された品目のうち、雑誌・ダンボールについて回収の促進を図るため、古紙回収業者に対し助成金を交付。

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込）

区		分	廃棄物の量
市 関 与 量	家 庭 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	88,366トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	6,585トン/年
		資 源 回 収 ご み	12,490トン/年
		水 銀 含 有 ご み	162トン/年
		計	107,603トン/年
	事 業 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	55,704トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	15,730トン/年
		資 源 回 収 ご み	16トン/年
		計	71,450トン/年
	合		計
民 間 処 分 量	事 業 系 廃 棄 物	燃 や す ご み	概 1,300トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	概 1,400トン/年
		資 源 回 収 ご み	概 5,900トン/年
	合		計

施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所在地	金沢市東力町八284番地	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処理能力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日 × 2基	125トン/日 × 2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所在地	金沢市戸室新保八604番地
処理内容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処理能力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所在地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処理内容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	

処 理 能 力	12トン/日	12トン/日
---------	--------	--------

それぞれ、びんの保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,552,600立方メートル

(2) し尿

発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	3,572キロリットル/年	21,704キロリットル/年
浄 化 槽 汚 泥	18,132キロリットル/年	

収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許 可 業 者	好気性消化一次処理方式
浄 化 槽 汚 泥		

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

区 分	廃 棄 物 の 量	収 集 回 数	収 集 方 法
し 尿	3,572キロリットル/年	定 期 収 集	有 料 戸 別 収 集
浄 化 槽 汚 泥	18,132キロリットル/年		
合 計	21,704キロリットル/年		

施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
処 理 方 式	好気性消化一次処理方式
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法

処 理 能 力	110,000立方メートル/日
---------	-----------------

ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町八284番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日 × 2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地 1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,552,600立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市ごみ問題懇話会

多様化するごみ問題について、市民、排出業者、処理業者、有識者など社会各層の立場から検討し、住みよいまちづくりに努める。

(3) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(4) 金沢市不法投棄連絡員

不法投棄を未然に防止するためのパトロール業務及び早期発見・早期対応を図るため、特に山間地を中心に連絡員を置く。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
55	株式会社ダイテック	富山県高岡市荒見崎318番2	平成18年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業3・3・6号鈴見新庄線及び3・6・1号寺町窪線	金 沢 市	平成8年11月15日から 平成20年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 土 木 部 道路建設課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

金沢市田上第五土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
本 多 博	金沢市田上町西56番地	平成18年2月17日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成18年3月23日から同年4月19日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成18年3月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市八日市出町土地区画整理組合	平成18年3月23日から 同年4月5日まで	金沢市 都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第585回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月22日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成18年3月28日午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について

- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第8項に規定する同意書について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第4回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月22日

金沢市農業委員会
農政振興部会長 米 澤 邦 明

- 1 日時
平成18年3月28日午後4時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
平成18年度金沢市農林部主要施策について

消 防 本 部 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成18年3月22日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

- 場所 金沢市中央消防署管轄区域内
- 日時 平成18年3月26日 午前9時から午前9時30分まで
- 場所 金沢市金石消防署管轄区域内
- 日時 平成18年3月26日 午前11時から午前11時30分まで

平成18年(2006年)3月22日 印刷
平成18年(2006年)3月22日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄